

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇救急病院の認定	一	〇大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告	五
〇結核指定医療機関の指定	一	〇建設業法による建設業者の処分	六
〇特定計量器の定期検査の実施	一	〇基本測量の実施の通知	六
〇土地改良区の役員の退任届	三	〇右 同	六
〇土地改良区の定款の変更認可	四	〇開発行為に関する工事の完了	六
〇換地計画の適否決定	四	〇特定調達契約に係る落札者等の公示	七
〈公 告〉		〈教育長訓令〉	
〇児童福祉法に基づく指定居宅支援助事業者の指定	四	〇奈良県教育委員会同和教育推進会議規程の一部改正	七
〇身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業者の指定	四	〈公安委員会告示〉	
〇知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業者の指定	四	〇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第四項の規定に基づく遊技機の型式検定の結果	七
〇知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業者からの事業所の変更等の届出	五	〇警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施	九
〇大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	五		

告示

奈良県告示第九十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	認定が効力を有する期限
中井記念病院	大和高田市根成柿一五一ー一	平成十九年四月三十日

奈良県告示第九十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
ほげん堂薬局今井店	五條市今井四一三ー三	平成十六年四月十九日

奈良県告示第九十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成十六年五月十四日										
奈良県知事 柿本善也										
電気式はかり	電気式はかり									
下北山村	黒滝村	下市町	大淀町	吉野町	東吉野村	川上村	上北山村	下北山村	区 分 区 域	
六月十五日(火)	七月十三日(火)	七月七日(水)	七月五日(月)	六月二十九日(火)	六月二十五日(金)	六月二十二日(火)	六月十八日(金)	六月十六日(水)	月日(曜日)	
午前十時から							午後三時まで	午前十時から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	時 間
寺垣内コミュニティセン	電気式はかりの所在場所									
以上の特定計 量器										
			東吉野村	川上村			上北山村			
(木)		(水)		(月)		(木)		(火)		
六月二十四日		六月二十三日		六月二十一日		六月十七日(木)		六月十六日(水)		
午前十一時三十分まで		午後二時まで		午後二時まで		午後二時まで		午後二時まで		
午前十時から		午後一時から		午後一時から		午後一時から		午後一時から		
午後十一時三十分まで		正午まで		正午まで		正午まで		正午まで		
東吉野村役場高見支所		東吉野村住民ホール		奈良県農業協同組合川上村支店		西原公民館		池原公民館		
						上北山村振興センター		桑原コミュニティセンター		
								ター		

吉野町	六月三十日（水）	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	東吉野村役場四郷支所
吉野町	七月一日（木）	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	吉野町役場国栖支所
吉野町	七月二日（金）	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	吉野町中央公民館
大淀町	七月六日（火）	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	大淀町役場
下市町	七月八日（木）	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	秋津荘

黒滝村	七月九日（金）	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	下市町山村振興センター
黒滝村	七月十二日（月）	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	午後一時から 午後二時まで	黒滝村中央公民館

備考
表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。

奈良県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和
平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。
平成十六年五月十四日

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 上田 繁治

御所市四二一一

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十六年五月六日安部土地改良区の定款の変更を認可した。
平成十六年五月十四日
奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成十六年五月七日適当と決定した。
なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成十六年五月十四日
奈良県知事 柿本善也

申請者 都祁村長 西畑 勇	換地計画 県単独土地改良事業 上深川地区	縦覧期間及び場所 平成十六年五月十七日から同年六月七日まで 都祁村役場
---------------------	----------------------------	---

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月
ふくろうケ アサポート 有限会社	橿原市地黄町三〇二一四八	ふくろうケ アサポート	橿原市地黄町三〇二一四八	居宅介護	平成十六年五月一日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。
平成十六年五月十四日
奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月
ふくろうケ アサポート 有限会社	橿原市地黄町三〇二一四八	ふくろうケ アサポート	橿原市地黄町三〇二一四八	居宅介護	平成十六年五月一日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。
平成十六年五月十四日
奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月
社会福祉法	北葛城郡上牧町	フレンズま	北葛城郡上牧	デイサービス	平成十六

人在友会	片岡台二一六一〇	きばデイサービ スセン ター	町上牧九〇〇一	ス	年五月一日
ふくろうけ アサポート 有限会社	檀原市地黄町三 〇二一四八	ふくろうけ アサポート	檀原市地黄町 三〇二一四八	居宅介護	平成十六 年五月一 日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指
定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
社会福祉法 人ひまわり	磯城郡三宅町伴 堂八五〇	ほぞらいこ	(変更前) 磯城郡三宅町 上但馬一八一 一二 (変更後) 磯城郡三宅町 上但馬一七二 一〇	デイサービ ス	平成十六 年四月一 日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意
見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年五月十四日から同年九月十四日ま
でに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイヤモンドシティ・アルル
所在地 檀原市曲川町七丁目
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ダイヤモンドシティ奈良檀原ショッピングセンター
(変更後) ダイヤモンドシティ・アルル

大規模小売店舗において小売業を行う者

- (変更前) イオン株式会社以外の中小小売業者（未定）
(変更後) イオン株式会社他七十者

- 三 届出年月日
平成十六年四月十九日
- 四 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課
- 五 縦覧期間
平成十六年五月十四日から同年九月十四日まで
- 六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により斑鳩町
から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 第三興産ビル
- 所在地 生駒郡斑鳩町龍田西八丁目一番一五号
- 二 斑鳩町から聴取した意見の概要
- 付近住民の意見を十分に反映すること。
- 三 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課
- 四 縦覧期間
平成十六年五月十四日から同年六月十四日まで
- 五 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

処分をした年月日	処分を受けた者の名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実
平成十六年五月六日	有限会社 辻谷建築	奈良市西九条町二ノ一〇ノ四	辻谷雅之	奈良県知事許可（般一―一）第一三〇四一号	許可の取消	破産

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量（一万分の一数值地形図ファイル作成作業）

- 二 測量の地域 奈良市及び生駒市
- 三 測量の期間 平成十六年五月一日から平成十七年三月三十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 基本測量（一等磁気測量）
- 二 測量の地域 吉野郡十津川村
- 三 測量の期間 平成十六年十月四日から同月三十日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に關する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十五年十一月二十八日第七二一五八号
- 二 検査済証番号
開発行為に關する工事の検査済証 平成十六年四月二十七日第六〇一七号
公共施設に關する工事の検査済証 平成十六年四月二十七日第三八四四号
- 三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡当麻町大字竹内二三五番地ノ一の一部、二三六番地、二三七番地、二三八番地ノ一の一部、二三九番地ノ一の一部及び二四一番地の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和高田市今里川合方九六番地
堀田晃和株式会社
代表取締役 堀田幸治郎
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 北葛城郡当麻町大字竹内二三七番地、二三八番地ノ一、二三九番地ノ一及び

- 二四一番地の各一部
 - 公園 北葛城郡当麻町大字竹内二四一番地の一部
 - 下水道 北葛城郡当麻町大字竹内二三七番地、二三八番地ノ一及び二三九番地ノ一の各一部
 - 水路 北葛城郡当麻町大字竹内二三七番地及び二四一番地の各一部

- 一 許可番号
平成十六年三月一日第七二一一四七号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十七日第六〇一六号
- 三 開発区域に含まれる地域
生駒郡斑鳩町稲葉車瀬二丁目九七五番地ノ一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒郡斑鳩町稲葉西一丁目七番地ノ三四
内野幸二

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年5月14日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県総務部市町村課
奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター 理事長 芳山 達郎
東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 70,726,291円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。

7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号及び第2号該当

教育長訓令

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

教育委員会事務局
県 立 学 校

奈良県教育委員会同和教育推進会議規程（昭和五十一年四月奈良県教育委員会教育長訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成十六年五月二十日から施行する。

平成十六年五月十四日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠一

題名中「同和教育推進会議」を「人権教育企画会議」に改める。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 奈良県教育委員会の人権教育推進に関する重要事項について企画・協議するた

め、人権教育企画会議（以下「企画会議」という。）を置く。

第二条、第三条及び第四条中「推進会議」を「企画会議」に改める。

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第60号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請された別表に掲げる遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定によ

り公示する。

平成16年5月14日

奈良県公安委員会
委員長 永田 正利

別表

検定通知年月日	検定番号及び型式試験番号	遊技機の種類及び遊技機の区分	型式名	検定申請者の氏名又は名称及び製造業者名	申請者の所在地
H16.4.30	400091 40009100	ぱちんこ遊技機第1種特別電動役物規則第6条第1号イ	CRミンキーモモR	クイーンエック株式会社	名古屋市中区良寄町125番地
"	400156 40015600	"	CRGOIGO1標MB	株式会社ニューギン	名古屋市中村区鳥森町三丁目56番地
"	400201 40020100	"	CRGOIGO1標MA55	"	"
"	400234 40023400	"	GOIGOI標ZS	"	"
"	400240 40024000	"	さいころ参道中ZM	"	"
"	400182 40018200	"	CRトラ・トラ・トラST1	株式会社大和製作所	名古屋市中区小田井四丁目411番地
"	400189 40018900	"	CRボバイン	サミー株式会社	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号
"	400216 40021600	"	CRボバイン	"	"
"	400218 40021800	"	CR水前寺清子R	株式会社藤商事	大阪府中央区内本町一丁目1番4号
"	400227 40022700	"	CR水前寺清子C	"	"
"	400232 40023200	"	CR水前寺清子S	"	"
"	400242 40024200	"	CR水前寺清子C1	"	"
"	400285 40028500	"	CRベルサイエのばらVX	株式会社エース電研	東京都台東区東上野三丁目12番9号
"	400272 40027200	"	CRベルサイエのばらGX	"	"
"	420180 42018000	ぱちんこ遊技機第3種特別電動役物規則第6条第1号ロ	CRハインスタール奇面組R	マルホフ工業株式会社	愛知県春日井市旗山町一丁目127番地
"	341065 34106500	回胴式遊技機規則第6条第2号	ワンダーライ	株式会社バリオニア	大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号
"	440150 44015000	"	スーパーオー30	"	"
"	440077 44007700	"	ジュエルパニツク-30	岡崎産業株式会社	三重県松阪市中万町鐘架2185番地の2
"	440149 44014900	"	ジュエルパニツクハイドパー	"	"
"	440140 44014000	"	ニジヤハットリクソ	株式会社大一商会	名古屋市中村区豊行町一丁目22番地
"	440141 44014100	"	ニジヤハットリクソ2	"	"

奈良県公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第1条及び同規則第8条において準用する同規則第1条の規定により公示する。

平成16年5月14日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

1 実施する講習の種類

- (1) 警備業法第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習
- (2) 警備業法第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

2 警備員指導教育責任者講習

(1) 実施期間

平成16年6月15日（火）から6月22日（火）まで。ただし、6月19日（土）及び6月20日（日）を除く。

(2) 実施時間

各日とも午前9時から午後5時まで。ただし、初日（6月15日）は、午前8時30分から午前9時まで受付を行う。

(3) 実施場所

奈良市登大路町38番地の1

奈良県中小企業会館

(4) 受講対象者

講習の実施日において次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。ウにおいて「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者

ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

(5) 予定人員

26人

3 機械警備業務管理者講習

(1) 実施期間

平成16年7月13日（火）から7月16日（金）まで

(2) 実施時間

各日とも午前9時から午後5時まで。ただし、初日（7月13日）は、午前8時30分から午前9時まで受付を行う。

(3) 実施場所

奈良市登大路町38番地の1

奈良県中小企業会館

(4) 予定人員

10人

4 受講手続

(1) 提出書類

ア 受講申込書 2通

奈良県内の各警察署において交付する。

イ 写真 2枚

申込み前6箇月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、縦3.0センチメートル・横2.4センチメートルのもの

(2) 申込期間

各講習の申込期間は、それぞれ次のとおりとする。ただし、各講習とも、申込期間内であっても、申込人員が予定人員に達した時点で、申込みを締め切る。

ア 警備員指導教育責任者講習については、平成16年5月19日（水）から6月7日（月）まで

7日（月）まで

イ 機械警備業務管理者講習については、平成16年6月16日（水）から7月5日（月）まで

(3) 申込先

奈良県内の各警察署。ただし、奈良県外に居住する者については、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課においても申込みを受け付ける。

5 受講手数料の納付
 (1) 警備員指導教育責任者講習については、37,000円相当額の奈良県収入証紙を講習初日(6月15日)の受付の際に納付すること。
 (2) 機械警備業務管理者講習については、38,000円相当額の奈良県収入証紙を講習初日(7月13日)の受付の際に納付すること。

6 携行品
 筆記具及び昼食

7 講習業務の委託
 本講習は、社団法人奈良県警備業協会(奈良市法華寺町124番地の1)に委託して実施する。

8 受講についての問い合わせ先
 (1) 奈良県内の各警察署の生活安全課(係)
 (2) 奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課
 (電話 0742-23-0110 内線3043)

<p>発行</p> <p>奈良県</p> <p>奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二―三二―一〇二(代)</p>	<p>印刷</p> <p>株式会社 春日</p> <p>奈良市三条栄町九一―一八 電話 〇七四二―三五―七三二(代)</p>
--	---

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

本誌は再生紙を使用しています。